

# 「防災・減災対策等強化事業推進費」 ～災害対策や防災・減災対策を推進する公共事業に緊急予算を支援～

## ■ 制度の趣旨

国民の安全・安心の確保をより一層図るため、年度当初に想定し得ない災害や事故等の突発的な事象が発生した際に、**各省庁が所管する公共事業へ年度途中に予算※1を配分し、緊急的かつ機動的に防災・減災対策※2を強化する制度です。**

- ※1 当初予算の編成段階において予算の目を定めない「目未定経費」
- ※2 防災・減災対策に資するハード対策を対象

＜第三次国土形成計画＞  
目指す国土の姿  
**「新時代に地域力をつなぐ国土」**

- 安全・安心な国土づくり  
(災害等に屈しないしなやかで強い国土)
- 分野の垣根を超える横串の発想

## ■ 推進費の対象事業

**一定の計画等※3に基づき、公共事業関係費をもって実施する事業**で、早期実施により効果が適切に発現するものが対象です。

- ※3 「事前防災対策事業」は、防災・減災対策の必要性及び根拠となる法定計画とし、「災害対策事業」及び「公共交通安全対策事業」は、「防災・減災対策等強化事業推進費」の「要求書」をもって計画とします。

災害対策事業	公共交通安全対策事業	事前防災対策事業
災害を受けた地域等において、 <b>災害復旧事業での対応が出来ない場合等の再度災害防止等の対策</b>	交通インフラにおいて、 <b>社会的影響の大きい想定外の重大事故等が発生した場合の対策(安全性の向上)</b>	<b>突発的な事象への緊急的な対策や新たな課題に対する想定外の追加対策等(公共交通の安全確保を含む)</b>

【対象事業主体】 国(関係する所管独立行政法人を含む)、地方公共団体等※4

- ※4 民間事業者が対象となり得る補助事業の規定を満たす事業への配分が可能です。

## ■ 令和8年度配分計画(案)

【予算】 139億円 (国費ベース) (注)本予算は、国会での予算成立が前提となっています。

【募集・配分スケジュール(予定)】

区分	募集期間	配分時期
第1回	4月1日(水)～5月7日(木)まで	6月下旬
第2回	5月8日(金)～7月16日(木)まで	9月下旬
第3回	7月17日(金)～10月9日(金)まで	11月下旬

- ・本推進費は、年3回の配分を予定していますが、甚大な被害を伴う災害や事故が発生した場合は、適宜緊急配分を検討します。
- ・要求書の申請状況、事業所管部局との調整状況、財務省との協議状況によっては、募集期間・配分時期等が変更となる場合があります。
- ・「災害対策事業」及び「公共交通安全対策事業」への配分が優先されます。

# 災害対策事業

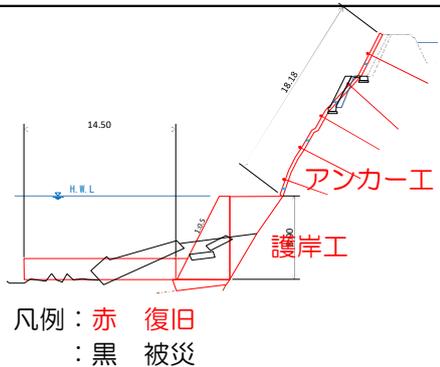
## ①公共土木施設の被災要因となった異常な自然現象が災害復旧事業の採択要件を満たさない場合の対策

### (河川事業の例)



降雨による出水で護岸が崩落したが、災害復旧事業の採択要件（はん濫注意水位以上の水位）を満たさないため、緊急的に実施する護岸復旧を推進費により支援。

雨水を要因とする擁壁背面の間隙水圧上昇により、地盤強度が低下して斜面の滑動が生じた結果、護岸が崩落。  
推進費を活用してアンカー工及び護岸工による護岸復旧を実施。

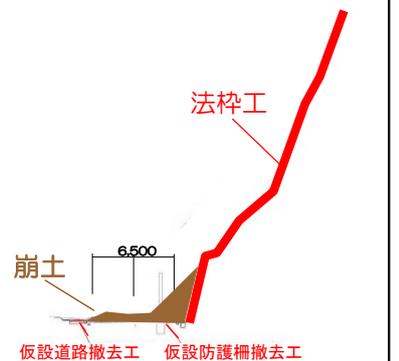


### (道路事業の例)



崖崩れが発生したが、災害復旧事業の採択要件（最大24時間雨量80mm以上または時間雨量20mm以上）を満たさないため、緊急的に実施する法面对策を推進費により支援。

モルタル吹付面の亀裂から浸入した雨水が凍結融解により地盤内に亀裂を生じさせた結果、崖崩れが発生。  
推進費を活用して仮設道路等の撤去及び法枠工による法面对策を実施。



## ②災害復旧事業を契機として再度災害防止対策を災害復旧事業と一体的に行う場合の対策

### (海岸事業の例)



津波で被災した堤防の原形復旧に併せて再度災害防止対策を行うため、緊急的に実施する嵩上げを推進費により支援。

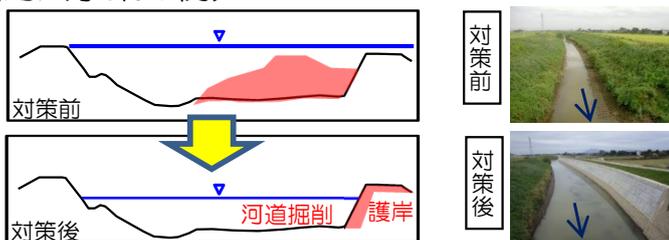
### (道路事業の例)



海岸浸食で被災した災害復旧事業の隣接箇所についても、風化・浸食で崩壊範囲が拡大しており、道路に影響を及ぼすおそれがあるため、緊急的に実施する法面对策を推進費により支援。

## ③異常な自然現象により公共土木施設は被災していないものの地域は被災した場合の対策

### (河川事業の例)



降雨による越水で公共土木施設は被災しなかったが、地域で浸水被害が発生したことから、緊急的に実施する河道掘削及び護岸工を推進費により支援。

### (道路事業の例)



岩盤の風化による落石で公共土木施設は被災しなかったが、道路の通行規制が発生したことから、緊急的に実施する落石防護対策を推進費により支援。

※他地域の被災を契機として、災害対策に係る事業を緊急的に実施する地域も推進費の活用が可能。

# 公共交通安全対策事業

## ① 死傷者を伴う事故等、社会的影響の大きい事故への対策



自動車専用道路において、地吹雪による死傷者を含む多重衝突事故が発生したことを受けて、緊急的に実施する事故発生区間における防雪柵等の設置を推進費により支援。

## ② 全国的な緊急点検の起因となった想定外の事故への対策

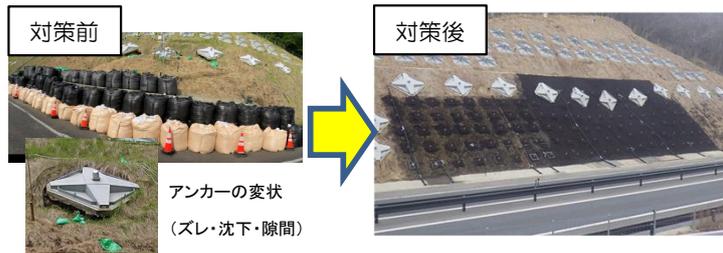


通学路での死傷事故を受け、関係者による緊急点検・対策検討を行い、ソフト対策を強化。あわせて緊急的に実施する危険箇所における防護柵等の設置を推進費により支援。

# 事前防災対策事業

## ① 突発事象型

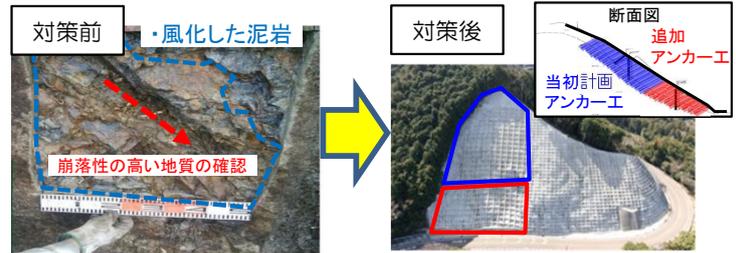
突発的な事象が発生し緊急的な対策を必要とする箇所、住民、利用者の早急な安全・安心の確保に資する対策



供用中の緊急輸送道路の法面において、アンカーの変状が判明したことから、推進費によりアンカーの再設置や地山補強土工による緊急対策を推進費により支援。

## ② 追加対策型

工事中に新たな課題が確認され追加対策を必要とする箇所、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

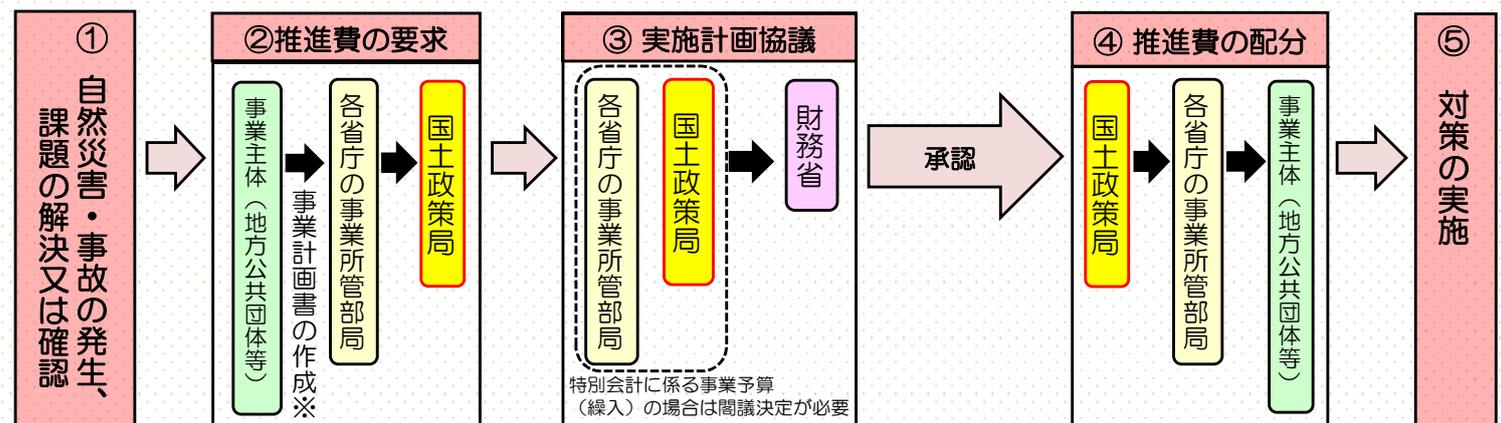


一般国道における法面対策工の施工中に、アンカーの施工予定範囲外に崩落性の高い地質が確認されたことから、緊急的に実施する追加のアンカー工を推進費により支援。

## ③ 課題解決型

事業推進に向けた地域等の課題が解決した箇所、事業を推進し早期に事業効果を発揮するための対策

## 自然災害の発生等から対策実施までの流れ



## ■留意事項

### (1) 要求における留意点

- ・ **各省庁が所掌する各事業(直轄・補助)に配分する予算であるため、要求の前提として、配分する各事業の採択要件を満たす必要があることのほか、地方公共団体が単独で実施する事業(国費補助を受けない事業)への配分はできません。**

### (2) 対象事業の留意点

- ・ 新規事業採択時評価を要するものは、当該評価が実施済みであることが必要です。
- ・ **公共事業関係費のうち、「災害復旧等事業」及び「交付金事業のうち事前防災対策事業(課題解決型)」は対象外です。**
- ・ 単なる維持管理費用など、防災・減災の機能を強化する効果に乏しいものには配分できません。
- ・ 北海道特定特別総合開発事業推進費及び沖縄北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費の対象となる事業には配分できません。
- ・ 推進費は、財務大臣の実施計画協議の承認を経て予算を配分することから、**配分前に事前着手した対策費用は要求できません。**

### (3) 国庫補助率等は対象事業の規定に従います

- ・ **国庫補助率、国庫負担率、地方財政措置は事業所管部局で定められた対象事業の規定に従います。**推進費では、国庫補助率や地方財政措置の優遇措置はありません。

### (4) 必要に応じ測量設計費、用地費及び補償費等の要求も可能

- ・ **測量設計費、用地費及び補償費等は、対象事業の必要な範囲に限り、本工事費とあわせて要求できます。**なお、本工事費以外の費目(測量設計費、用地費及び補償費等)のみの要求はできません。

### (5) 明許繰越は必要に応じ可能

- ・ 年度内に完了することを原則としていますが、天候不順や入札不調など、申請時には想定し得なかったやむを得ない事由が発生した場合に限り、繰越制度(明許)の利用が可能です。

### (6) 目的外への流用は不可

- ・ **配分を受けた事業以外の事業への流用はできません。**また、当該事業においても**要求時の目的外の工事へ流用はできません。**

### (7) 流域治水型の原形復旧による災害復旧事業

- ・ 「流域治水型の原形復旧」による災害復旧事業の実施に関連し、事前の復興まちづくり計画に基づき、住宅・都市機能の安全なエリアへの移転促進のための事業(住宅局所管、都市局所管)に本推進費の活用が可能です。

### (8) 事前防災対策事業の留意点

- ・ **事業推進により早期に防災・減災効果を発揮する事業**であって、事業を行おうとする地方公共団体において、**各種の土地利用規制の適切な運用など、ソフト面での防災・減災等に資する対策が図られている必要があります。**
- ・ 事前防災対策の対象事業は、社会資本整備重点計画(第六次計画)の重点目標の向上に資する事業であること等※の条件を満たす必要があります。

※対象となる重点目標等の詳細については、取扱要領を参照。

## ■お問い合わせ窓口

国土交通省 国土政策局 地方政策課 調整室(防災・減災対策等強化事業推進費 担当)  
〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2丁目1番2号 中央合同庁舎2号館12階  
TEL: 03-5253-8360 (直通)

※国土交通省ホームページに詳しい情報を掲載しています。応募の様式等をダウンロードできます。

( ホーム >> 政策情報・分野別一覧 >> 国土政策 >> 防災・減災対策等強化事業推進費 )  
[https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku\\_tk9\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudoseisaku_tk9_000021.html)